

告 示

埼玉県選管告示第三十号

令和二年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条
第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一
項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
一年法律第一百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の
五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を
超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
て得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年九月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数

一一二、九〇七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する
者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗
じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、一六四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（そ
の総数が四十万を超える八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六
分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	草加市	六九、一三六人
南第二区	川口市	一四七、四八二人
南第三区	さいたま市西区	二五、七四一人
南第四区	さいたま市北区	四一、一二三人
南第五区	さいたま市大宮区	三二、九四八人
南第六区	さいたま市見沼区	四五、四四六人
南第七区	さいたま市中央区	二八、三三八人
南第八区	さいたま市桜区	二六、六一九人
南第九区	さいたま市浦和区	四五、二〇八人
南第十区	さいたま市南区	五一、一八六人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、五五二人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六五二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、三五八人
南第十四区	桶川市	二一、三一二人
南第十五区	北本市	一九、〇六一人
南第十六区	鴻巣市	三三、三九二人
南第十七区	志木市	四五、七八七人
南第十八区	新座市	二〇、〇二五人
南第十九区	蕨市	三六、七五八人
南第二十区	戸田市	三八、七二二人
南第二十一区	朝霞市	二二、八二六人
南第二十二区	和光市	九六、八二六人
西第一区	所沢市	四一、四六五人
西第二区	入間市	二二、六六五人
西第三区	飯能市	四二、七九一人
西第四区	狭山市	三〇、九六八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九五五人
西第六区	富士見市	九七、七二五人
西第七区	川越市	一五、五五八人
西第八区	日高市	一七、〇六六人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	二七、八〇二人
西第十区	坂戸市	一九、五九〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	二二、〇二四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	一七、五〇六人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一九、五九〇人
北第一区	秩父市	三六、二四一人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二二、〇二四人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	一九、五九〇人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	二二、二一六人
北第五区	熊谷市	三三、七九〇人
北第六区	行田市	五一、三七二人
東第一区	羽生市	二二、七九六人
東第二区	加須市	五五、二八一人
東第三区	久喜市	一五、一八四人
東第四区		三一、七二三人

東第五区	蓮田市	一七、五七五人
東第六区	白岡市・富代町	二四、三七二人
東第七区	春日部市	六六、四六七人
東第八区	越谷市	九五、二六四人
東第九区	八潮市	二五、一二一人
東第十区	三郷市	三九、一〇四人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、一九九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八九二人